

新宿区心身障害者訪問理美容サービス事業実施要綱

平成 23 年 3 月 9 日 22 新福障経第 1994 号部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、外出困難な在宅重度心身障害者に対して、理容師や美容師の出張費を助成し、調髪・カットの機会を提供すること（以下「訪問理美容サービス」という。）により健康保持の向上を図り、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 訪問理美容サービスを受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、新宿区の区域内に住所を有する外出困難な在宅重度障害者で、身体障害者手帳又は愛の手帳の障害程度が次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 下肢、体幹、視覚障害又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害を有する、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める身体障害程度等級表の等級が 1 級及び 2 級の者

(2) 知的障害で 1 度及び 2 度の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、除く。

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等による施設に入所中の者、医療機関に入院中の者

(2) 65 歳以上の者

(3) 伝染性疾患により、区長が不適当と認めた者

(調髪・カット内容)

第 3 条 理容については、調髪及び顔剃りとする。ただし、理容師が身体状況等により顔そりが困難と判断した場合は、調髪とする。美容はカットとする。

(調髪・カット回数等)

第 4 条 訪問理美容サービスは、2 か月に 1 回の割合で年 6 回実施するものとし、年度途中の申請にあっては、経過した月数に応じ、2 か月に 1 回の割合で実施回数を減じる。

(申請)

第 5 条 受給資格者が、訪問理美容サービスを受けようとするときは、受給資格認定申請書・変更届出書・喪失届出書（第 1 号様式）により、区長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第 6 条 区長は、前条の申請を受理したときは、受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格があると認めたときは、心身障害者訪問調髪・カット券（第 2 号様式。以下「調髪・カット券」という。）を交付し、受給資格がないと認めたときは、心身障害者訪問理美容サービス申請却下通知書（第 3 号様式）により当該申請をした者に通知する。

(支給期間)

第 7 条 訪問理美容サービスの支給期間は、申請書を受理した日の属する月から受給資格を喪失した日の属する月までとする。

(訪問理美容サービスの実施方法)

第 8 条 訪問理美容サービスは、新宿区内の地域を営業区域としている理美容組合等（以下「組合等」という。）に委託して実施する。

2 調髪・カットを担当する理容師と美容師は組合等に属する理容師と美容師で組合等の代表者から指定された者とする。

(訪問理美容サービスの利用方法等)

第 9 条 調髪・カット券を交付された者（以下「受給者」という。）は、住所地において訪問理美容サ

ービスを受けるものとする。

2 実施日時については、受給者と理容師又は美容師との間で協議のうえ決定する。

3 受給者は、調髪・カット終了後、調髪・カット年月日、住所及び氏名を記入した調髪・カット券を理容師又は美容師に交付し、別表に定める調髪・カット料を支払う。

(受給資格の喪失)

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは受給資格を喪失する。

- (1) 死亡又は転出したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 訪問理美容サービスを辞退したとき。

(調髪・カット券の返還)

第11条 第10条の各号のいずれかに該当し、受給資格を喪失したときは、調髪・カット券を返還しなければならない。

2 偽りその他不正の手段により調髪・カット券を使用した者があるときは、区長は、その者の受給資格を取消し、すでに支給された調髪・カット券を返還させることができる。

(届出)

第12条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格認定申請書・変更届出書・喪失届出書(第1号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第10条各号のいずれかに該当したとき。

(再交付)

第13条 調髪・カット券は、紛失又は汚損による再交付をしない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月20日2新保管第2163号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月5日10新福障第1533号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年2月7日11新福障第1487号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月6日12新福障第1613号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日13新福障第2049号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月11日14新福障第2179号)

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。

附 則(平成17年3月4日16新福障経第2101号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する

附 則(平成21年4月1日21新福障経第340号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月 日22新福障経第1994号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日25新福障経第2665号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 6 日 26 新福障経第 2223 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 17 日 27 新福障経第 1682 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 10 日 31 新福障経第 5857 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 24 日 31 新福障経第 6664 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日 3 新福障経第 2481 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日 5 新福障経第 2124 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 15 日 6 新福障経第 1509 号）

この要綱は決定の日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定（「健康保険証」を「資格確認書」に改める部分に限る。）は、令和6年12月2日から施行する。

附 則（令和7年3月12日6新福障経第2393号）

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

調髪・カット料(1 回あたり)
2,000 円
(消費税等を含む)